指定文化財とは

文化財について学ぶ-①

指定文化財の種類

私たちがふだん何気なく目にしている古い建物や路傍の石塔、伝統的な行事や祭り、身近な自然の景観、生活している町の風景なども、見かたを変えれば地域の歴史に大きく関わってきた貴重な文化遺産となっています。このような、かけがえのない区民の財産をこれからも次の世代に伝えていくために、特に重要または貴重であると評価されたものについては国や自治体が指定文化財として保護し、永続的に保存していけるよう取り組んでいます。

大田区内に所在するものでは、令和3年(2021)4月現在、大田区指定文化財が118件、東京都指定文化財が29件、国の重要文化財が7件(無形文化財〈いわゆる人間国宝〉・個人所有は除く)あります。各指定の違いは何かというと、区・都・国それぞれで定められている「文化財指定の根拠となる法令」のもとに選定されているということです。つまり大田区にとって大切であると評価されれば、区で定める「大田区文化財保護条例」に基づいて大田区の指定文化財となり、それが東京都であれば「東京都文化財保護条例」に基づいて東京都の指定となり、"日本にとって大切である"と評価されれば国が定める法律「文化財保護法」に基づいて国の指定となるわけです。国指定の有形文化財は一般的に「重要文化財」と、その中でもさらに評価の高いものが「国宝」と呼ばれ、史跡・名勝・天然記念物で国宝格のものは「特別」が付されます。また、国独自の枠組として「文化的景観」「伝統的建造物群」といった、特定の物体や物件に対してではなく広域的な保護を目的とした指定制度が設けられています。なお、文化財の中には元々区の指定だったものが都の指定に、都の指定だったものが国の指定に再評価される例も見られます。

指定されるとどうなる?

国や自治体が指定文化財として保護の網掛けを行う理由は、上述したように基本的には「永続的に保存する」ためです。とはいえ、国や自治体が全ての文化財を所有・管理していくことは困難なため、所有者に修理のための補助金や公開謝礼を交付するなどして、支援・指導していくという立場をとっています。あくまでも原則は現状保存であり、指定文化財の所有者は資料の現状変更や所在変更、所有者変更などのたびに届け出ることが義務付けられます。また、指定機関は所有者に対して管理や公開について勧告を行うことができ、所有者が故意に滅失やき損、または改変など文化財を害した際には、罰則を科す可能性もあります。このように、指定文化財の所有者とは責任ある立場なのです。

なお、当然のことながら「指定されていないから文化財ではない」ということではありません。歴史的・学術的価値は認められながらも、管理体制の維持が難しく指定に結びつかないケースや、現状で十全に保護され劣化や散逸の可能性が低いため、指定化を急がないといったケースもあります。